

平成24年12月4日

平成24年(行ノ)第83号 公文書不開示処分取消等請求上告受理申立事件

控 訴 人 宮 部 龍 彦
被 控 訴 人 滋 賀 県

上告受理申立理由書

最高裁判所 御中

控 訴 人 宮 部 龍 彦

第1 上告受理申立の理由

本件については、過去の判例に相反する事項は控訴人が調査した範囲では見受けられないが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年5月14日法律第42号、以降「情報公開法」という)と地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)の解釈に関する重要な事項がある。

1 法令の規定により公にされる情報が情報公開法5条6号により非公開となり得るか

原判決が引用する第一審判決3,4頁にある滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号)6条は情報公開法5条とほぼ同様であり、解釈は共通している。

原判決では本来であれば情報公開法5条1号のイに相当する理由で公開されるべき情報が、情報公開法5条6号に相当する理由により非公開とされた。具体的には同和対策地域総合センターの「センター名」、「電話」、「郵便番号」及び「所在地」のうち、原判決が公開を命じた部分以外の箇所に記載されているもののことである。

同和対策地域総合センターは地方自治法244条1号に該当する公の施設で、同2,3号により誰でも公平に利用できること、および地方自治法244条の2第1号により設置と管理に関する事項が条例として地方自治法16条2号の定めに従って公布されることから、前記の情報は情報公開法5条1号のイ

に該当する。

情報公開法 6 条 1 号のイに該当する情報が情報公開法 5 条 6 号により非公開とされるということは、行政の事務事業が法令に適合していないということの意味しているのであって、まずあり得ないことである。

従って、原判決のような判断が認められるのであれば、行政に対して法令と矛盾するような「情報隠し」を認めることになってしまう。情報公開法 6 条 6 号に特に情報公開法 6 条 1 号のイと同じ例外規定がないからといって、情報公開法 6 条 6 号を適用した原判決には法解釈の誤りがある。

2 同和地区の場所は情報公開法により公開しなければならない情報であるか

原判決では情報公開法 6 条 1 号により非公開とされるかどうかという判断を避け、同 6 号により非公開情報との判断をした。そうすると行政が事務事業として同和地区の場所という情報の流通を阻害することを認めるものであり、これは憲法 21 条や 23 条により国民に保障されている権利に制限を加えるということになる。

未来永劫同和地区が存在するということとはあり得ないし、事実として同和地区に対する差別が解消したと言える状態になっても、同和地区を特定する情報は差別につながると認定することは、そのこと自体が同和地区の存在を認めるものであって、自己矛盾を含んでいる。

また、原判決は滋賀県において同和対策地域総合センターの設置されている場所により事実上同和地区が特定され得ることを認めつつ、同センターの場所を公開情報とした。これでは同和地区の場所が差別につながる情報と認定しながら事実上それを公開するということになり、同和地区の場所の情報を知らせないという県の事務事業さえも実質的には保護されないだけでなく、同和地区住民に対しては「差別される場所に住んでいる」と認定しながらその場所の公開を命ずるという無責任なことになっている。

同様の状況は滋賀県に限らないことで、同和対策事業や部落解放運動により事実上多くの同和地区の場所が明らかになっており、行政が形式だけの秘密を

貫こうという試みは既に破綻している。そのため、同和問題に関する健全な議論に支障が生じている。公式の場では、誰もが知っていることを誰も知らない振りをして、白々しい議論をせざるを得ないのである。情報公開制度の例外規定は実質的な秘密を保護するためのものであって、建前だけの秘密により行政の説明責任を放棄させ、国民の議論を妨げるためにあるのではない。いわゆる「同和タブー」を続けて問題を先送りするのではなく、自由な議論を認めて問題に立ち向かうことが求められている。

以上のとおり、同和地区の場所が公開か否かということは、国民の言論活動に大きな影響をもたらすため、法令の解釈に関する非常に重要な事項である。

付 属 書 類

- | | |
|---------------|----|
| 1 上告受理申立理由書副本 | 7通 |
|---------------|----|